東郷町介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者説明会

1月25日-26日 東郷町 長寿介護課



本日の内容

1. 事業所指定の更新について

2. 新しい基準について

3. 短期集中型予防サービスについて



1. 事業所指定の更新について



現在の事業所指定のイメージ

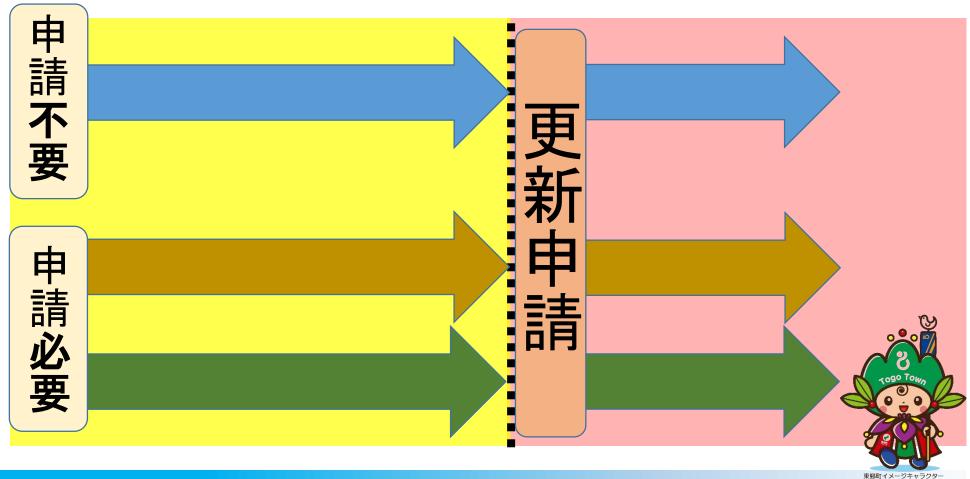
H28年7月31日 東郷町総合事業開始

H30年3月31日

A1(訪問型現行相当) A5(通所型現行相当)

A2(訪問型現行相当) A6(通所型現行相当)

A3(基準緩和型訪問) A7(基準緩和型通所)



指定更新申請が必要です

平成30年4月1日以降 東郷町の要支援認定者、事業対象者に 訪問、通所介護サービスを提供する場合は 現行相当、基準緩和に関わらず

必ず届け出が必要です。



指定更新申請の方法①

提出必要書類

- ア <u>更新申請書(案)(別紙)</u> 正式な様式は 東郷町ホームページに2月1日に公開予定
- イ <u>同事業所が受けている、東郷町以外の</u> <u>介護給付、予防給付(県、名古屋市等)、</u> <u>総合事業(他市町村)の指定通知書の写し</u>

指定更新申請の方法②

指定の申請書に添付書類を添えて提出期限までにご提出ください。

提出期限:2月28日(水)

- 他市町村の方を受け入れるには、 それぞれの市町村に届け出が必要になります。 (届け出の方法は異なります。)
- 新たに基準緩和型サービスの指定を受ける場合は、従来の様式で申請を行ってください。

2. 平成30年度からの新しい基準について



基準の変更点①

サービスの名称を変更します。

サービスコード	現名称	新名称
A1, A2 A5, A6	現行相当サービス	給付相当サービス
A3, A7	基準緩和型サービス	「現在検討中」

基準の変更点②

平成30年4月から東郷町の地域区分は6級地に変更されます。

		7級地	6級地
1単位当たりの単価	訪問	10. 21円	10. 42円
	通所	10. 14円	10. 27円



基準の変更点③

現在の包括報酬を廃止し、利用回数あたりの請求になります。

	週1回程度	週2回程度
訪問型サービス	1,160世世	2, 335単位
通所型サービス	1, 647単位	3, 877単位

基準の変更点③

・訪問型サービスの新単価

	1回あたりの単価
週1回程度	266単位
週2回程度	270単位

ただし、1か月の利用上限回数は 週1回程度(要支援1)で4回、 週2回程度(要支援2)で8回とする。(QA参照)



基準の変更点③

・通所型サービスの新単価

	5時間まで	それ以上
週1回程度	378単位	加算を予定していま
週2回程度	389単位	す。

ただし、1か月の利用上限回数は 週1回程度(要支援1)で4回、 週2回程度(要支援2)で8回とする。(QA参照)



基準の変更点④

4月以降、現行相当を利用する場合には ケアマネによる確認書の提出が必要になります。

届出書の様式は東郷町ホームページに2月1日に公開予定です。



3. 短期集中予防サービスについて



現在の総合事業イメージ

相談

- 体の調子が良くない・・・
- •介護のサービスを利用したい・・・

認定

- ・介護認定申請による要支援認定
- チェックリストによる事業対象者認定

利用

現行相当、基準緩和型サービスの利用開始



理想とする総合事業イメージ

認定

- •介護認定申請による要支援認定
- チェックリストによる事業対象者認定

短期集中予防サービス

機能回復

地域のサロンや 介護予防教室の利用開始

利用

現行相当、基準緩和型サービスの利用開始

短期集中予防サービスについて(1)

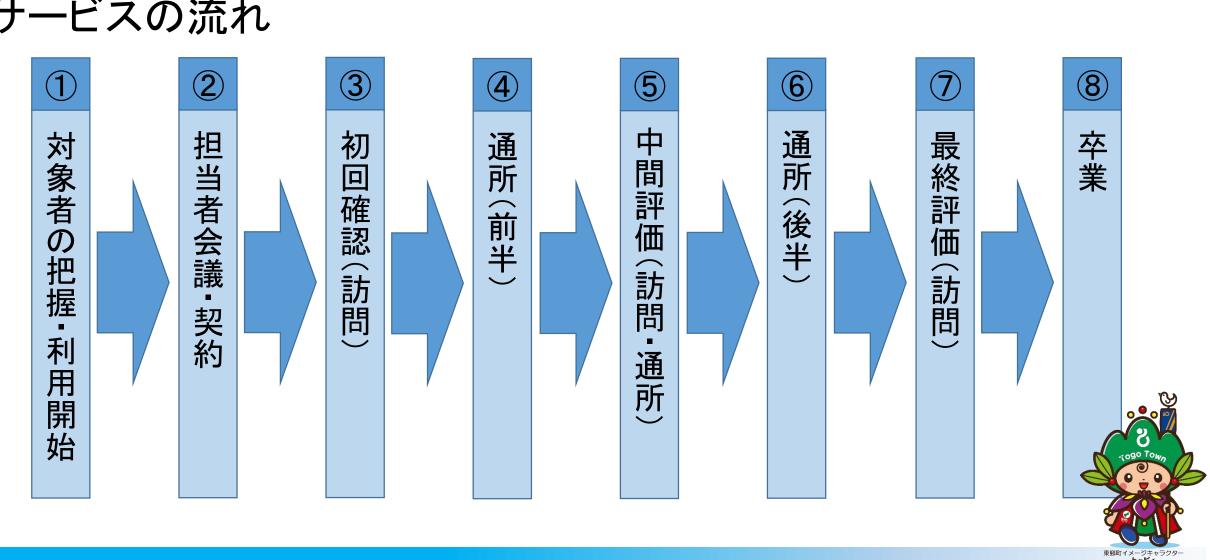
短期集中予防サービスとは・・・・

所定の期間と回数でリハビリを集中的に受けることで要支援状態になることの予防、要支援状態を改善する等短期間で機能改善を目指すサービスです。

- ・平成30年4月から開始。
- ・提供期間は3か月から6か月、提供回数は計30回以内を予定。
- 利用開始時、提供期間中に評価を行うことで その方に適した個別プログラムを組むことができます。

短期集中予防サービスについて(2)

サービスの流れ



短期集中予防サービスについて③

①対象者の把握・利用開始

チェックリスト実施者や新規認定申請者の中から 本サービスの利用が適当である利用者にご案内をする。

②担当者会議 · 契約

その他のサービス利用時と同じように担当者会議を実施します。

短期集中予防サービスについて4

③訪問確認

包括が作成したアセスメント表をもとに、利用者宅を訪問。 生活環境評価を行い、その人によって最善のリハビリ目標を個別に立てます。

④通所(前半)

個別目標に基づいて個別計画を作成し、通所リハビリの提供を開始します。

通所リハビリの提供回数は24回以内です。

短期集中予防サービスについて 5

⑤中間評価(訪問・通所)

通所リハビリを開始以降、適切なタイミングで適宜います。 (ただし、最低1回は開催。)

目標達成度、計画変更の必要性などを話し合い。

⑥通所

中間評価の結果に基づいて、残り回数の通所リハビリを行います。

短期集中予防サービスについて⑥

⑦最終評価

所定回数の訪問、通所の提供を行った後、最終評価を 行います。

目標の達成度、その後のサービス利用等を話し合い。

- ⑧卒業
 - ・改善により介護サービスの利用をしない方 (サロン、予防教室等)
 - ・介護サービスの利用を開始する方(基準緩和サービス等) etc....

短期集中予防サービスについて⑦

サービス提供事業所は、以下の2事業所で行います。

【訪問】訪問看護リハビリステーション太陽 TEL: 0561 - 39 - 1977

【通所】老人保健施設和合の里 TEL: 052-807-1500

様式等の掲載場所について



- ①ホーム画面から「健康・福祉・子育て」を選択
- ②「福祉」を選択
- ③「東郷町介護予防日常生活支援総合事業」を選択



ご清聴ありがとうごさいます。

